

山口県報

平成20年
11月18日
(火曜日)

目次

規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課).....一

知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課).....二

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則(厚政課).....三

告示

保安林の指定(森林整備課).....三

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....三

公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課).....三

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課).....四

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....五

土地改良区役員の届出(農村整備課).....五



県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第七十六号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)

イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

口 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二条の規定は、平成二十年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第七十七号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表介護支援専門員実務研修受講試験の成績の項の次に次のように加える。

職員採用選考の成績(児童自立支援専門員への採用に係るものに限る。)	合格発表の日から一年	健康福祉部こども未来課
-----------------------------------	------------	-------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第七十八号

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「軽費老人ホーム」の下に「、障害者支援施設」を加え、「、身体障害者福祉ホーム」を削り、「知的障害者授産施設」の下に「、知的障害者通勤寮」を、「老人短期入所施設」の下に「、児童デイサービスを行う施設」を加え、「障害者デイサービスを行う施設、知的障害者デイサービスセンター」を、「地域活動支援センター、福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護を行う施設」の下に「、適合高齢者専用賃貸住宅であつて指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護を行うもの」を加え、「、進行性筋萎縮症者療養等給付事業を行う施設」を削り、「身体障害者自立支援事業を行う施設」の下に「、日中一時支援事業を行う施設」を、「居宅介護を行う事業」の下に「、重度訪問介護を行う事業」を加え、「外出介護を行う事業」を「療養介護を行う事業、生活介護を行う事業、共同生活介護を行う事業、自立訓練を行う事業、就労移行支援を行う事業、就労継続支援を行う事業、共同生活援助を行う事業」に改め、「介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業」の下に「、移動支援事業、生活サポート事業、訪問入浴サービス事業」を加える。

第二条第一項中「、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第三条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「住民票」を「県外の介護福祉士養成施設に在学する者にあつては、住民票」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とする。

第十一条第一項第一号中「、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校」を削る。

別記第一号様式中

申請書	氏名	年齢	職業	勤務先	年収	同居・別居の別
申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書

申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書	申請書
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

式の添付書類1及び2を削り、同添付書類3中「申請書」を「追加の申請書」に改め、同様に「申請書」に改め、同添付書類中3を1とし、4を2とする。

別記第六号様式中「申請書」を「職業」に改める。

附則 この規則は、公布の日から施行し、改正後の山口県介護福祉士修学資金貸付規則第一条の規定(知的障害者通勤寮、児童デイサービスを行う施設、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設並びに共同生活援助を行う事業に係る部分を除く。)は、平成十八年十月一日(適合高齢者専用賃貸住宅に係る部分にあつては、同年四月一日)から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山口県介護福祉士修学資金貸付規則第一条の規定(知的障害者通勤寮、児童デイサービスを行う施設、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設並びに共同生活援助を行う事業に係る部分を除く。)は、平成十八年十月一日(適合高齢者専用賃貸住宅に係る部分にあつては、同年四月一日)から適用する。



山口県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

長門市油谷伊上字牛ケ迫南四八三の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門

市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

山陽小野田市大字厚狭字篠瀬二〇六の一四、字中山二二三二、字高ノ須二二三二七の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山陽小野田市森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山陽

小野田市環境経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山陽

小野田市環境経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定実施要件を次のように変更する予定である。

平成二十年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 指定実施要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件（平成八年農林水産省告示第千三十九号）及び保安林の指定

をする件（平成十年農林水産省告示第二百九十三号）に定めるところによる。

二 変更に係る指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下

関市農林水産部農林整備課、宇部市経済部農林水産課、萩市農林水産部林政課、長門市

経済振興部農林課、阿武町役場及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百五十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとお

り公有水面の埋立ての免許の申請があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十年十一月十八

日から同年十二月八日まで、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所

及び光市経済部水産課において公衆の縦覧に供する。

三

平成二十年十一月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

光市室積二丁目四〇四の二から同市室積三丁目四〇四の一八に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線及び1の地点と7の地点を結ぶ昭和四十六年九月十日付け指令港湾第一〇二二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +三・六〇メートル)に囲まれた区域

1の地点 光市室積一丁目の室積四等三角点(北緯三三度五五分五六・五三秒東 経一三二度五八分二四・七六一秒)(以下「基準点」という。)から一六六度二四分二五秒四三二・五〇メートルの地点

2の地点 1の地点から一五四度四一分〇二秒六三・二七メートルの地点

3の地点 2の地点から二三九度三五分三四秒一・六一メートルの地点

4の地点 3の地点から三三九度三五分三四秒二・六〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二三九度三五分三四秒八七・七四メートルの地点

6の地点 5の地点から一四九度三五分三四秒二・六〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二三九度三五分三四秒〇・四四メートルの地点

(三) 面積

三、一八四・四三平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

光市室積二丁目四〇四の一、四〇四の二及び四〇四の一五、同市室積三丁目四〇四の一六及び四〇四の一八並びに同市室積二丁目四〇四の二に沿接する水路地内並びに同町四〇四の二に沿接する水路から同市室積三丁目四〇四の一八に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑦の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から一六二度二九分一六秒四二六・〇八メートルの地点

②の地点 ①の地点から一五四度四一分〇二秒九二・〇七メートルの地点

③の地点 ②の地点から二三九度三五分三四秒一一八・七八メートルの地点

④の地点 ③の地点から三三六度三一分二八秒四七・八三メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から三三〇度五一分二二秒九・九〇メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から五一度一六分〇八秒六〇・二四メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から三三五度二一分一六秒三二・二九メートルの地点

(三) 面積

九、九二・一四平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 出願人

光市中央六丁目一番一号
光市

光市長 末岡 泰義

出願の年月日
平成二十年十一月四日

五 出願の年月日



(四三四) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十年十一月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	平成十八年五月二日から平成二十年二月十八日まで	萩市地籍簿	三見及び大字椿東の各一部
長門市	平成十八年五月十日から平成二十年三月二十四日まで	長門市地籍簿	日置上及び日置中の各一部
周南市	平成十八年五月二十三日から平成二十年二月十八日まで	周南市地籍簿	大字湯野の一部

二 認証年月日

平成二十年十一月十八日

(四三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年七月四日山口県公告(二八〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十一月十八日から同年十二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームワイドプラス長府店

所在地 下関市長府才川一丁目六一六

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 新下関パワーセンター

所在地 下関市大字石原二七七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四三六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年七月四日山口県公告(二八二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十一月十八日から同年十二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス下松店

所在地 下松市大字末武下四二二三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四三七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年七月四日山口県公告(二八三)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十一月十八日から同年十二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス柳井店

所在地 柳井市古開作四三〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四三八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
防府市佐野壠土地改良区	理事	山下 知穂	防府市大字佐野一三三三の四
	監事	大井 伸夫	" " 八五六の一

山口県知事 二井 関成

平成二十年十一月十八日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

" 区	防府市佐野壇土地改良	土地改良区	の名称	" 区	防府市大字佐野二二五	住	所
監事	田村清二	監事	藤井正二	監事の別氏名	防府市大字佐野二二五	住	所
" 区	防府市佐野壇土地改良	土地改良区	の名称	" 区	防府市大字佐野二二五	住	所
監事	田村清二	監事	藤井正二	監事の別氏名	防府市大字佐野二二五	住	所